

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	V-2-(5) 生活援護の確保
施策の目的	貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。
施策の現状 に対する評価	<p>①(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響による休業や失業等により収入が減少した世帯への支援策として、生活福祉資金の特例貸付を実施しているが、今後の償還が生活再建の重荷になり、償還困難となる方が増加する恐れがある。 ・生活保護受給世帯で就労可能と考えられる世帯(母子世帯・その他世帯)のうち、就労により自立した世帯の割合は増加に転じたものの、就労に繋がっても定着率が低く、また、引きこもり等によりこれまでに就労経験のない者など就労に向け課題を持つ者の割合が高まっている。 <p>②(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の開設・運営支援や県内ネットワークの形成、SNSの活用による支援制度の周知などに取り組んでいるが、支援を必要とする保護者に支援制度やサービスの情報が十分に届いておらず、相談機関等につながらないため、いまだ孤立している保護者が存在している。 <p>③(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援センター地域拠点を益田圏域に設置し、県西部においても身近な地域で相談支援を継続できる体制づくりを進めた。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する方へのきめ細やかな対応が行えるよう、市町村を訪問し、現在の状況や支援ニーズの把握を行った。
今後の取組 の方向性	<p>①(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する方に対して、生活困窮者自立支援制度などの支援策が行き届くように制度の周知を図るとともに、市町村や島根県社会福祉協議会と連携し、きめ細かな支援を行っていく。 ・生活保護世帯のうち、就労開始後も継続した支援を必要とする方に対して、積極的な支援が図られるよう、市町村福祉事務所へハローワークや生活困窮者自立支援相談機関との連携を働きかける。 ・地域資源の少ない市町村に対しては、その開拓とともに、部局間連携により、効果的な施策実施を行うよう働きかける。 <p>②(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧困世帯の子どもと保護者の孤立化を防ぐため、関係部局や市町村等と連携しながら子どもの居場所創出や支援につなぐための取組を推進し、また、SNSを活用した支援制度の周知や相談支援へのつなぎを促進していく。 <p>③(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で継続して相談できるよう、各種支援機関とのネットワーク構築により、ひきこもり状態にある方等の支援を進める。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(5) 生活援護の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	生活保護費の給付事業	要保護者及び被保護者	生活の安定と経済的な自立	2,940	6,948	地域福祉課
2	自立支援事業	低所得世帯等	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。	1,428,077	24,293	地域福祉課
3	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	生活困窮者の自立の促進を図る。	9,264	12,426	地域福祉課
4	再犯防止推進事業	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下犯罪をした者等)という。)のうち支援が必要な者	犯罪を犯した者等が、円滑に地域の一員として暮らすことが出来るようにすることにより、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。	18,524	28,145	地域福祉課
5	旧軍人及び未帰還者等援護事業	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進	26,126	24,211	高齢者福祉課
6	心と体の相談センター運営費	障がい者及び市町村等関係機関	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。	32,798	45,902	障がい福祉課
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活保護費の給付事業			
目的	誰(何)を対象として	要保護者及び被保護者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活の安定と経済的な自立		2,940	6,948
			うち一般財源 (千円)	2,068	3,161
令和4年度の取組内容	・生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、その自立を支援する。 ・市町村福祉事務所における生活保護の適正実施と実施水準の向上が図られるよう、生活保護法施行事務監査や職員研修を実施する。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・「島根県生活保護受給者等就労自立支援協議会」の開催により、労働部門と福祉部門間で連携することで、コロナ禍においても、就労により自立した世帯の割合が増加した。引き続き、市町村福祉事務所とハローワークで連携するなど、世帯に応じた就労支援を促進する。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	母子世帯及びその他世帯のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】	目標値		12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	%	単年度値
		実績値	12.2	6.3	8.9					
		達成率	—	50.0	70.7	—	—			
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・保護受給世帯数(月平均) H28:4661世帯、H29:4639世帯、H30:4534世帯、R元:4494世帯、R2:4441世帯、R3:4418世帯 ・うち、64歳以下で就労可能と考えられる「その他世帯」、「母子世帯」の世帯数及び割合 H28:1185世帯・25.4%、H29:1114世帯・24.0%、H30:1022世帯・22.5%、R元:941世帯・20.9%、R2:953世帯・21.5%、R3:947世帯・21.4%								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和3年度に就労により自立した世帯数は84世帯で、このうち64歳以下で就労可能と考えられる「母子世帯」、「その他世帯」の割合は8.9%に増加した。
課題分析	① 課題	ア. 就労に繋がっても定着率が低い。 イ. ひきこもり等による就労経験不足や就労意欲の乏しい者など、就労に向け課題を持つ者の割合が高まっている。 ウ. 生活保護受給者数の少ない市町村においては、就労支援に関するノウハウが蓄積しにくい。
	② 原因	ア. 生活保護受給者の有する資格、技能及び職務経験に見合う求人が少ない。 イ. 生活保護受給者は、背景に様々な生活課題を抱えている。 ウ. 就労開始後も就労を継続するために支援を必要とする者が多い。 エ. 就労支援員の配置が困難なために現業員が就労支援業務を担う場合もあり、人事異動の際には知識の再習得が必要となる。
	③ 方向性	ア. 県内のハローワークと市町村福祉事務所の連携した就労支援が促進されるよう、島根労働局及び県で構成する「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を通じて、労働部門と福祉部門での情報交換を行うとともに課題を共有する。 イ. 就労開始後も継続した支援を必要とする方に対して積極的な支援が図られるよう、市町村福祉事務所へハローワークや生活困窮者自立相談支援機関との連携を働きかける。 ウ. 市町村福祉事務所に対して、県の主催研修や事務監査を通じて、就労支援に関する知識の習得に向けた支援を行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		自立支援事業				
目的	誰(何)を対象として	低所得世帯等	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額	
	どういう状態を目指すのか	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。		1,428,077	24,293	
			うち一般財源 (千円)	12,147	12,147	
令和4年度の取組内容		低所得者等に対する資金の貸付と必要な援助指導を行うため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費を補助する。 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施されている生活福祉資金の特例貸付について、島根県社会福祉協議会と連携し必要な支援を行う。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		資金の適切な貸付に繋げていくため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費の補助を継続する。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	生活福祉資金の現年度償還率【当該年度4月～3月】	目標値		73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	%	単年度 値
		実績値	72.7	74.0	80.8					
		達成率	—	101.4	110.7	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<p>○生活福祉資金(本則貸付)の資金種類の中では、教育支援資金(教育支援費・就学支度費)が貸付件数・貸付額ともに多い。【H29】78件 58,027千円【H30】81件 47,586千円【R元】97件 91,815千円【R2】106件 95,799千円【R3】170件 96,098千円</p> <p>○令和3年度末現在の償還率は34.2%であり、近年は償還率が横ばいである。[H30:26.6%、R元:25.7%、R2:27.5]</p> <p>○新型コロナの影響を踏まえ、R2年3月から緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付が始まっており、R4年5月末時点で8,041件、2,303,802千円の貸付状況となっている。</p>								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 貸付支援により、自立に向けた生活への促進が図られた。 特例貸付の実施により、コロナ禍において生活資金が不足する方々への支援を行った。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により収入が減少した世帯への支援策として実施した、生活福祉資金の特例貸し付けについて、今後の償還が生活再建の重荷になり、また、償還困難となる方が増加する恐れがある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> 特例貸付は、コロナ禍における生活支援策として迅速に生活資金を貸し付けることが最優先とされたため、生活状況の詳細な把握や、償還の可能性に関する十分な貸付判断等が行われていない。 従来から償還指導を行っているものの、複雑な生活課題を有する世帯について、課題解決に至らないことなどにより、償還が滞ったり、困難となっている。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する方に対して、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの支援策が行き届くように制度の周知を図るとともに、市町村や島根県社会福祉協議会と連携しながら、きめ細かな支援を行って行く。 償還業務の取組強化に向けて、生活福祉資金貸付審査委員会などを通じて、島根県社会福祉協議会に対して助言等を行っていく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業			
目的	誰(何)を対象として	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活困窮者の自立の促進を図る。		9,264	12,426
			うち一般財源 (千円)	3,961	6,524
令和4年度の取組内容	・「生活困窮者自立支援法」に規定する相談支援事業の質の確保・向上のため、就労支援体制の推進、学習支援等、生活困窮者の早期自立に向けた体制を整備する。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した島根県計画の進捗を管理する。 ・子どもの居場所支援拠点を設置(委託先:島根県社会福祉協議会)し、子ども食堂の開設・運営支援、県内ネットワーク形成等を行う。また、子ども食堂を開設・拡充する際に必要な経費の一部を支援する。 ・SNS(LINE)を活用し、支援制度の周知や相談支援へのつながりを促進する。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・生活困窮者自立支援機関が実施する学習支援事業等の任意事業について、実施主体である市町村との連絡会議において、先進実施機関の取組状況について情報提供し、実施を働きかけた。 ・各種支援制度の周知や相談窓口を紹介するLINE「しまね子ども生活サポート」を構築した。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活支援の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	生活困窮世帯の子ども等が無料又は低額で利用できる学習支援事業の実施市町村数【当該年度3月時点】	目標値		17.0	17.0	19.0	19.0	19.0	市町村	累計値
		実績値	17.0	17.0	16.0					
		達成率	—	100.0	94.2	—	—	%		
2	子どもの居場所支援拠点を中心として形成する県内ネットワークに参加する子ども食堂の箇所数【当該年度3月時点】	目標値		(新規事業)	18.0	24.0	30.0	36.0	箇所	累計値
		実績値	0.0	—	19.0					
		達成率	—	—	105.6	—	—	%		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・生活困窮者自立支援制度による令和3年度の実績については、新規相談受付件数2,293件、自立支援プラン作成件数457件、就労・増収者数132人となっている。(←数字については、国の統計システム集計により、今後修正の可能性あり) ・子どもの貧困対策については、県計画で設定されている関係機関それぞれの施策等で取り組まれている。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営に関する相談支援や環境調整を始めたことにより、県内のネットワークづくりが進みつつある。 ・LINE「しまね子ども生活サポート」を構築し、保護者等に支援制度や相談窓口の周知を図った。
課題分析	① 課題	ア. 就労支援に活用できる地域資源(受け皿等)が少ない市町村がある。 イ. 子どもの学習支援事業は、教育委員会等複数の部局で事業を行っているため、連携が図りづらい。 ウ. 自立相談支援機関の支援員に、相談者が抱える課題を整理した上で、適切に関係機関へのつながりを進めるための知識・技術が不足している。 エ. 相談機関等につながらないため経済的困難を抱え孤立化している保護者の存在や子どもの体験機会の減少など、子どもとその保護者のみでの解決には限界がある。
	② 原因	ア. 業務的につなぎが基本であるが、地域資源の開拓が不足している。 イ. 支援対象者への施策が複数存在している。 ウ. 相談者が複数の困難な課題を抱え、相談内容が多様化している。 エ. 地域での関わりが減少し、子どもや家族が抱える問題が複雑化・多様化している中で、支援を必要とする保護者に支援制度やサービスの情報が届いていない。
	③ 方向性	ア. イ. 地域資源の少ない市町村においては、その開拓とともに、他部局とも連携を図りながら、効果的な施策実施を進めていく必要がある。 ウ. 地域の福祉課題に対応するため、自立相談支援機関の支援員の一層の資質向上を図っていく。 エ. 子どもの居場所創出支援拠点において子ども食堂の開設・運営支援や県内のネットワーク形成を進めるとともに、子ども食堂の開設・拡充の際に必要な経費の一部を支援し、市町村や関係機関等と連携しながら、地域における子どもへの支援の充実を図っていく。また、SNSを活用し、支援を必要とする世帯が支援制度を確実に利用できるような制度の周知や相談支援へのつながりを推進する。

事務事業評価シートの別紙

事務事業の名称	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業
---------	--------------------------

「上位の施策」が5以上ある場合のみ記載

5	上位の施策	
6	上位の施策	
7	上位の施策	
8	上位の施策	

「KPI」が3以上ある場合のみ記載

	KPIの名称	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上
										分類
3	活動支援補助金活用等により子ども食堂を新規開設した箇所数【当該年度3月時点】	目標値	(新規事業)	4.0	8.0	12.0	16.0	箇所	累計値	
		実績値	0.0	—	14.0	—	—			
		達成率	—	—	350.0	—	—			%
4	子どもの貧困対策に関する人材育成研修受講者数(未来応援NW形成研修・居場所づくりコーディネータ養成講座)【当該年度4月～3月】	目標値	(新規事業)	20.0	20.0	20.0	20.0	人	単年度値	
		実績値	0.0	—	136.0	—	—			
		達成率	—	—	680.0	—	—			%
5	子どもの貧困対策推進計画の策定市町村数【当該年度3月時点】	目標値	(新規事業)	5.0	10.0	15.0	19.0	市町村	累計値	
		実績値	0.0	—	5.0	—	—			
		達成率	—	—	100.0	—	—			%
6		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			%
7		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			%
8		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			%
9		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			%
10		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			%

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		再犯防止推進事業			
目的	誰(何)を対象として	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下犯罪をした者等)という。)のうち支援が必要な者	事業費(千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか			18,524	28,145
			うち一般財源(千円)	2,427	7,846
令和4年度の取組内容		・被疑者・被告人や矯正施設入所者のうち、高齢又は障がいを抱え、釈放後又は退所後も親族等の引受先がない者が、釈放後又は退所後速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう、「地域生活定着支援事業」を実施し、拘留中又は入所中から必要な調整を行う。 ・犯罪を犯した者等が直ちに自立した生活を営むことが困難な場合などに、刑事司法機関や福祉関係機関と連携して支援対象者の社会復帰を支援する「更生支援コーディネーター」の養成・派遣を行う。 ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定した島根県計画の進捗を管理する。 ・地域の実情に応じた再犯防止等の施策のあり方について、関係機関と検討を行い、「島根県再犯防止推進計画」を策定した。			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	フォローアップ終了件数/フォローアップ終了予定件数【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	75.0	—	100.0					
		達成率	—	—	100.0					
2	刑法犯検挙者中の再犯者数【前年度1月～当該年度12月】	目標値		0.0	0.0	368.0	354.0	340.0	人	単年度値
		実績値	—	—	—					
		達成率	—	—	—					
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・「地域生活定着支援事業」は、厚生労働省により平成21年から各都道府県へ設置が進められた「地域生活定着支援センター」で行っており、(当県は島根県社会福祉協議会に設置)各センターが相互に協力して、矯正施設入所中の対象者へ出所後に向けた調整を行う「コーディネート業務」、コーディネート業務終了後の対象者の状況確認等を行う「フォローアップ業務」等を行っている。 ・フォローアップ終了件数: 支援対象者が受け入れ先施設等で安定して生活できるようになったため、支援を終了した件数。 ・フォローアップ終了予定件数: 支援予定期間が年度内に終了する件数。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	R3年度中のフォローアップ終了予定3件すべてが地域に定着したことによりフォローアップ業務が終了しており、実績数値は100%となった。
課題分析	① 課題	ア. 複雑な課題を抱えた事例が増加しており、支援が長期化する傾向にある。 イ. 県内における国、地方公共団体、民間の各関係団体等の十分な連携体制が構築されていない。
	② 原因	ア. 支援対象者の受入先が限定されるなど、地方公共団体、民間の各関係団体等の更生支援に対する理解・協力が浸透していない。 イ. 犯罪をした者等に対し容疑段階や公判前から支援に入り、釈放後、円滑に福祉サービス等を利用できるよう支援調整を継続的に行える人材が少ない。
	③ 方向性	ア. 各種研修会や会議等により、更生支援に対する理解・協力を得られるよう普及啓発に取り組んでいく。 イ. 「島根県再犯防止推進計画」の進行管理を行うとともに、更生支援コーディネーターを支援する取組を実施し、刑事司法機関と福祉関係機関との連携強化を推進する。

事務事業評価シートの別紙

事務事業の名称	再犯防止推進事業
---------	----------

「上位の施策」が5以上ある場合のみ記載

5	上位の施策	
6	上位の施策	
7	上位の施策	
8	上位の施策	

「KPI」が3以上ある場合のみ記載

	KPIの名称	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上
										分類
3	刑法犯検挙者中の再犯者率【前年度1月～当該年度12月】	目標値	0.0	0.0	49.6	48.8	48.0	件	単年度値	
		実績値	-	-	-	-	-			
		達成率	-	-	-	-	-			%
4		目標値								
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-			%
5		目標値								
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-			%
6		目標値								
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-			%
7		目標値								
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-			%
8		目標値								
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-			%
9		目標値								
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-			%
10		目標値								
		実績値								
		達成率	-	#VALUE!	-	-	-			%

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

高齢者福祉課

事務事業の名称		旧軍人及び未帰還者等援護事業			
目的	誰(何)を対象として	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進		26,126	24,211
			うち一般財源 (千円)	12,370	11,877
令和4年度の取組内容	国家補償的観点から事業を実施しており、島根県遺族連合会助成事業を除き、ほとんどが国からの法定受託事務 ・恩給等調査推進事業：旧軍人軍属について軍歴等の調査確認等 ・戦没者遺族援護事業：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に係る未請求者への請求働きかけ及び戦没者の慰霊等 ・戦傷病者援護事業：戦傷病者特別援護法に係る戦傷病者に対し療養の給付等 ・中国帰国者帰国後自立促進事業：帰国後の定着のため、医療・介護支援給付や相談支援等 ・島根県遺族連合会助成事業：遺族連合会が実施する戦没者慰霊事業の経費について助成等				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・第11回特別弔慰金について、国の枠がある中で、職員どうしの連携を図りながら、適正な裁定及び裁定率の向上に努め、速やかな国債の発行につなげた。 ・島根県遺族連合会も含めた県内遺族会の孫、ひ孫の活動を進めるため、補助金メニューを継続した。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理を含む)【当該年度4月～3月】	目標値		40.0	85.0	90.0	95.0	100.0	%	累計値
		実績値	100.0	48.6	76.3					
		達成率	—	121.5	89.8	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・第10回特別弔慰金裁定等処理状況(R2年度迄累計)受付件数14,903件、裁定等処理件数14,903件 ・第11回特別弔慰金裁定等処理状況(R4.5末)受付件数11,578件、裁定等処理件数11,487件 ・KPI令和3年度実績値については、第10回受付件数14,903件に対する、第11回裁定等処理件数(R4.3末)11,371件の割合を用いた ・中国帰国者等生活支援給付等のべ受給者数(R2年度)264名(うち介護支援給付62名)(R3年度)141名(うち介護支援給付37名)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・第11回特別弔慰金が令和2年4月1日から請求開始され、前回同時期に比べると請求件数が減少している。請求者は高齢化し、結果として実際の請求者も減少している。 ・県内の2地域では、戦没者の慰霊や戦争体験継承にかかる次世代遺族の担い手(孫・ひ孫)の確保の機運が高まりつつある。
課題分析	① 課題	・第11回特別弔慰金の請求受付件数(R4.5末)は11,578件で、第10回(H29.5末)の12,555件を下回っている。 ・全体的には戦没者の慰霊や戦争体験の孫・ひ孫への継承が進んでいない。
	② 原因	・対象者の減少と高齢化が考えられる。 ・戦没者の子、兄弟世代の遺族の高齢化が進んでいることや、孫・ひ孫世代は戦争体験者が少なく遺族としての意識が希薄であること。
	③ 方向性	・未請求者のリストを作成してDMを実施したが、未だ未請求者がおられるので、再度制度周知を行うとともに未請求者へ特別弔慰金の請求を促す。 ・慰霊活動が次世代の担い手となる孫・ひ孫世代に受け継がれるよう、全国戦没者追悼式等への参加を呼びかけるとともに、孫・ひ孫の会に対し、補助金メニューにより引き続き活動等の活発化を支援していく。

事務事業評価シート

担当課

障がい福祉課

1 事務事業の概要

事務事業の名称		心と体の相談センター運営費			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及び市町村等関係機関	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。		32,798	45,902
			うち一般財源 (千円)	26,617	36,553
令和4年度の取組内容	○障がい者福祉各法に基づき設置されている「心と体の相談センター」において、障がい者及び精神保健福祉に関する相談・支援、市町村等への技術的援助等を統合的に対応する。 ○ひきこもり支援及び自死対策について、センター機関として対応する。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付する。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直した点	専門相談の円滑な遂行。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(5) 生活保護の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	心と体の相談センター相談件数【当該年度4月～3月】	目標値		4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	件	単年度値
		実績値	4,702.0	5,105.0	5,416.0					
		達成率	—	108.7	115.3	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○相談件数の内訳 H30 R1 R2 R3 ①身体障害者更生相談所業務 1,402件 → 1,352件 → 1,222件 → 1,247件 ②知的障害者更生相談所業務 391件 → 414件 → 356件 → 607件 ③精神保健福祉センター業務 2,126件 → 2,936件 → 3,527件 → 3,562件 (③のうち、ひきこもり 494件 → 597件 → 503件 → 345件) 注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。 (③のうち、ギャンブル依存 200件 → 222件 → 163件 → 159件) 注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。 合計 3,919件 → 4,702件 → 5,105件 → 5,416件								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○ひきこもり支援については、相談、関係者研修、家族会の支援に取り組んだ結果、家族のみの相談から本人の来所に至るなどの改善事例が増えた。 適応行動チェックリストにより、個々の取組の実施方法・内容を細かく見直し、取組内容の改善を図った。 ○ひきこもり支援センター地域拠点を設置し、県西部での相談・支援体制を強化した。 ○ギャンブル依存に対する集団プログラム(SAT-G)を実施するとともに、支援ツールとして全国標準とすることができた。 新たに開発した簡略版(SAT-Gライト)も、相談支援機関での活用に及んでいる。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付した。 ○精神障害保健福祉手帳システムは新規構築、療育手帳システムは改修したことにより、事務の効率化を図った。
課題分析	① 課題	ア) 来所相談や継続相談は、専門的な対応ができるひきこもり支援センターに集中しており、地域間で格差がある。 イ) 電話相談の件数も増え、継続的な対応を求められることもあり、関係機関と連携した取り組みが求められる。
	② 原因	ア) ひきこもりについて継続相談できる体制が不足している。 イ) 子ども・若者総合相談センターや地域若者サポートステーションの対象外である高年齢層の対応先がない。
	③ 方向性	ア) 継続的な対応が必要となる個別ケースに有効な体制(市町村等関係機関連携)を構築する。 イ) 身近なひきこもり支援の相談窓口の周知に努める。 市町村等に対して、さらなる支援拠点構築や居場所確保のため、国の補助事業の活用を促す。